

「どこの業者に頼んでいいのかわからない」「遠方だから通えない」など

別荘 空家 土地



そのままにしていますか？

そのままにしておくとこんな問題が…

- 放火
- 不審者侵入
- 倒壊
- 景観の悪化

心配な方はご相談ください！



○管理内容

- ①建物外部の確認
 - ②敷地内の確認
 - ③郵便物の整理
 - ④有事（災害など）後の巡回
 - ⑤積雪状況の確認
- 月に1度巡回して状況確認。写真付きで報告書をお送りします。

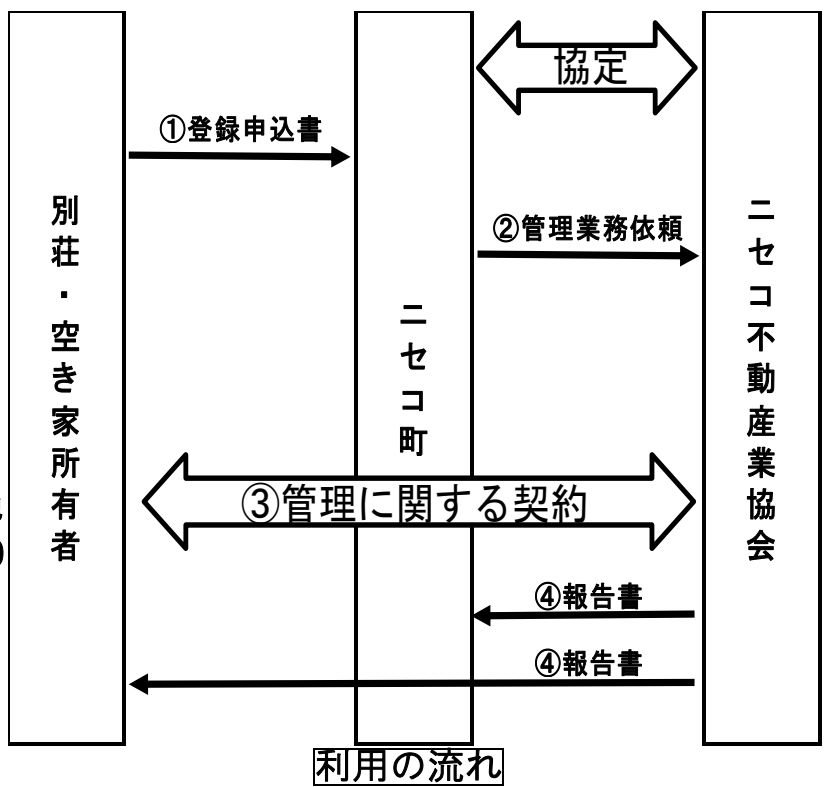
※木の伐採・草刈り・除雪など、その他のサービスについてもご相談に乗ります。

○料金

- 年 12 回の巡回 60,000 円+消費税
- 年 6 回の巡回 36,000 円+消費税
- 年 4 回の巡回 28,000 円+消費税

～お問い合わせ～

ニセコ町役場都市建設課都市計画係
 担当：石倉・大野
 〒048-1595 虻田郡ニセコ町字富士見55番地
 電話：0136-44-2121 FAX：0136-44-3500
 E-mail:toshikei@town.niseko.lg.jp
 ニセコ町 HP：https://www.town.niseko.lg.jp



使わない間の

別荘 空家 活用しませんか？

ニセコ町内にお持ちの別荘や空き家を、町内に住居を必要とする事業者へ短期で貸し出し活用するための制度です。

貸したい…

- 別荘を使っていない夏または冬のシーズンだけ貸したい
- 相続した家の今後の活用方法を定めるまでの間だけ貸したい



借りたい…

- 繁忙期の間だけ従業員の住居として利用したい

利用の流れ

別荘・空き家所有者

①登録申し込み

所定の登録申込書および物件登録シートをニセコ町に提出してください。

②現地調査

③諸条件の調整

④賃貸借契約

⑤転貸先の通知

町へ登録、ニセコ不動産業協会との契約だから安心！

協定※

ニセコ町

登録情報提供

ニセコ
不動産業協会

利用希望事業者

①登録申し込み

所定の登録申込書をニセコ町に提出してください。
※個人の申し込みはできません

②物件情報公開

③諸条件の調整

④転貸借契約

※住居としての利用に限ります。事務所・店舗等としての利用はできません

※ニセコ町とニセコ不動産業協会は「ニセコ町における別荘・空き家等の利活用に関する協定」を締結しています

- どのくらいの期間から貸し出せるの？
- 家の中に家具があるけど貸し出せるの？
- 活用中の管理はどうするの？

まずは
ご相談
ください

- 借りてみたいけど自分は登録できる？
- どのくらいの期間から借りられるの？
- 除雪や管理が大変…

～お問い合わせ～



ニセコ町役場都市建設課都市計画係 担当 石倉・大野
〒048-1595 虻田郡ニセコ町字富士見55番地
電話 0136-44-2121 FAX0136-44-3500

E-mail toshikei@town.niseko.lg.jp

←ニセコ町 HP: <https://www.town.niseko.lg.jp>